

参考 前年度からの変更点

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

\	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条			1-1
第 85 条			1-2
第 87 条			3-1
第 88 条			3-1
第 89 条			3-1
第 90 条			2-1
第 92 条			3-2 4-1 4-2
第 93 条			4-1
第 104 条			3-1
第 105 条			3-1
第 108 条			2-1
第 109 条			6-2
第 113 条			3-2
第 114 条			4-1 4-3
第 122 条			2-1
第 132 条			2-1

学校教育法施行規則 ※各基準項目の「関連する参照法令等」にも追加

\	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条			3-1 3-2
第 24 条			3-2
第 26 条 第 5 項			4-1
第 28 条			3-2
第 143 条			4-1
第 146 条			3-1
第 147 条			3-1
第 148 条			3-1
第 149 条			3-1

参考 前年度からの変更点

第 150 条			2-1
第 151 条			2-1
第 152 条			2-1
第 153 条			2-1
第 154 条			2-1
第 161 条			2-1
第 162 条			2-1
第 163 条			3-2
第 163 条の 2		学修証明書の交付	3-1
第 164 条			3-1
第 165 条の 2			1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条			6-2
第 172 条の 2			1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条			3-1
第 178 条			2-1
第 186 条			2-1

大学設置基準 ※各基準項目の「関連する参照法令等」にも追加

\	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-1 1-2
第 2 条の 2			2-1
第 2 条の 3			2-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2 3-2

参考 前年度からの変更点

			4-2
第 7 条			3-2 4-2
第 10 条			3-2 4-2
第 10 条の 2		(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する 教員)	3-2
第 11 条			3-2 4-2
第 12 条			3-2 4-2
第 13 条			3-2 4-2
第 13 条の 2			4-1
第 14 条			3-2 4-2
第 15 条			3-2 4-2
第 16 条			3-2 4-2
第 16 条の 2			3-2 4-2
第 17 条			3-2 4-2
第 18 条			2-1
第 19 条			3-2
第 20 条			3-2
第 21 条			3-1
第 22 条			3-2
第 23 条			3-2
第 24 条			2-5
第 25 条			2-2 3-2
第 25 条の 2			3-1
第 25 条の 3			3-2 3-3 4-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-1

参考 前年度からの変更点

第 27 条の 2			3-2
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-1 3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 35 条			2-5
第 36 条			2-5
第 37 条			2-5
第 37 条の 2			2-5
第 38 条			2-5
第 39 条			2-5
第 39 条の 2			2-5
第 40 条			2-5
第 40 条の 2			2-5
第 40 条の 3			2-5 4-4
第 40 条の 4			1-1
第 41 条			4-1 4-3
第 42 条			2-4 4-1
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			4-3
第 42 条の 3 の 2		(学部等連係課程実施基本組織)	3-2
第 44 条			3-1
第 45 条			3-1
第 46 条			3-2 4-2
第 47 条			2-5
第 48 条			2-5
第 49 条			2-5
第 49 条の 2			3-2
第 49 条の 3			4-2

参考 前年度からの変更点

第 49 条の 4			4-2
第 57 条			1-2
第 58 条			2-5
第 60 条			2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条			3-1
第 10 条			3-1
第 13 条			3-1

私立学校法 ※各基準項目の「関連する参照法令等」にも追加

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条		(学校法人の責務)	5-1
第 26 条の 2		(特別の利益供与の禁止)	5-1
第 33 条の 2		(寄附行為の備置き及び閲覧)	5-1
第 35 条			5-2
			5-3
第 35 条の 2		(学校法人と役員との関係)	5-2 5-3
第 36 条			5-2
第 37 条		※見出しを「 <u>役員</u> の職務等」に変更	5-2
			5-3
第 38 条			5-2
第 39 条			5-2
第 40 条			5-2
第 41 条			5-3
第 42 条			5-3
第 43 条			5-3
第 44 条			5-3
第 44 条の 2		(役員)の学校法人に対する損害賠償責任)	5-2
			5-3
第 44 条の 3		(役員)の第三者に対する損害賠償責任)	5-2
			5-3
第 44 条の 4		(役員)の連帯責任)	5-2

参考 前年度からの変更点

			5-3
第 45 条			5-1
第 45 条の 2		(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)	1-2 5-4 6-3
第 46 条			5-3
第 47 条			5-1
第 48 条		(報酬等)	5-2 5-3
第 49 48 条		会計年度	5-1
第 63 条の 2		(情報の公表)	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2

参考 前年度からの変更点

第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4

参考 前年度からの変更点

第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2		(研究科等関係課程実施基本組織)	3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準

\	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2

参考 前年度からの変更点

第 6 条			3-2
第 6 条の 2		(教育課程連携協議会)	3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1

参考 前年度からの変更点

第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。